

春日部市上下水道事業ウォーターPPP導入可能性調査業務委託仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、「PPP／PFI推進アクションプラン（令和5年度改訂版）」において国が示す「ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5））」の導入が、春日部市上下水道事業における様々な課題の解決に寄与するかを検討するために、本市上下水道事業の特性に応じた最適な事業範囲及び枠組み（スキーム）の立案、民間事業者の意向調査の実施、事業総額の比較、VFMの検証等を行うことを目的とする。

1.2 業務範囲

対象事業

事業	水道事業	公共下水道事業（流域関連）			
供用開始	旧春日部市 1952年（昭和27年）	旧春日部市	1987年（昭和62年）		
	旧庄和町 1958年（昭和33年）	旧庄和町	1994年（平成6年）		
	事業統合 2005年（平成17年）	事業統合	2005年（平成17年）		
人口	給水人口 229,290人	水洗化人口 201,228人			
世帯数	113,591世帯				
人口普及率	99.9%				
施設数	浄水場 5箇所	汚水	中継ポンプ場 2箇所		
	深井戸 20箇所	雨水	雨水ポンプ場 8箇所		
管路延長	842.0km		汚水 604.7km		
			雨水 2.4km		
地方公営企業法	全部適用				
	一部適用				

※ 令和6年度決算時点

1.3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

1.4 技術者の配置

(1) 受注者（以下「乙」という。）は、管理技術者及び技術者をもって秩序正しく誠意をもって業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

- (2) 管理技術者及び照査技術者は、上下水道部門（上水道または下水道）の技術士の資格保有者を配置し、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (3) 乙は、業務の進捗を図るために契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.5 協議

業務の実施に向けて「初回・中間（7回）・最終」について以下に定める内容の協議を行うものとする。なお協議は、速やかに管理技術者が議事録を作成し監督員へ提出することとする。

また発注者（以下「甲」という。）は、これと別に乙へ会議等の参加を依頼する場合があり、その際は中間協議を会議への出席に充てるものとする。

1.6 照査

業務を実施する上で技術資料等の諸情報を活用して業務の高い質を確保し、成果図書に誤りがないよう照査する。

第2章 業務

2.1 資料の収集と整理

主に以下に示す資料を収集し、本市上下水道事業の事業概要、経営方針と現状、水需要や災害対策、施設の老朽化と更新需要、その他の社会条件など上下水道事業を取り巻く環境等について把握するとともに課題について整理する。

(1) 上位計画及び関連計画の収集・整理

業務に必要となる情報を得るため以下に示す資料等を収集し、その内容を整理・分析する。

（上水道事業）

- ① 春日部市水道事業認可（平成17年9月）
- ② 春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）（令和8年3月策定予定）（基本計画含む）
- ③ 春日部市重要給水施設管路耐震化計画（令和7年3月）
- ④ 春日部市上下水道耐震化計画（令和7年1月）
- ⑤ 春日部市鉄管更新計画（令和8年1月策定予定）
- ⑥ その他業務遂行上必要となる計画等

(下水道事業)

- ① 春日部市下水道事業経営戦略（令和8年3月策定予定）
- ② 春日部市公共下水道ストックマネジメント基本計画（令和4年3月）
- ③ 春日部市下水道総合地震対策計画（令和4年3月）
- ④ 春日部市上下水道耐震化計画（令和7年1月）
- ⑤ その他業務遂行上必要となる計画等

(2) 維持管理及び建設改良に関する情報の収集・整理

業務の対象とする施設（以下「施設」という）の現状を把握するため、以下の維持管理・建設改良に関する情報を収集し、その内容を整理・分析する。

- ① 施設の維持管理に関する委託業務の仕様書
- ② 管路の維持管理（清掃、点検、調査、修繕、事故・故障、苦情等）に関する過去3年における計画と実績
- ③ 管路の建設改良（更新、長寿命化対策等）に関する過去3年における計画と実績
- ④ 施設の維持管理（点検、調査、修繕、事故・故障等）に関する過去3年における計画と実績
- ⑤ 施設の運転管理（水量、水質、ユーティリティ等）に関する過去3年における計画と実績
- ⑥ その他業務遂行上必要となる資料

* 上記②～⑤に定める計画と実績について過去3年を超えて収集が可能な場合は、監督員の指示により期限を拡大することがある。

2.2 現状把握・課題整理

2.2.1 各種事業計画に関する状況の把握

各種事業の年次別スケジュールとその概要の一覧を作成し、各種事業の必要性と事業課題等を整理する。

2.2.2 施設の維持管理に関する状況の把握

資料収集及び整理を基に、施設の維持管理状況（運転管理、保守・修繕等）を把握し、現状の問題、課題等を整理する。

2.2.3 施設の改築更新に関する状況の把握

資料収集及び整理を基に、施設の改築更新状況（更新計画、更新設計、更新工事）を把握し、現状の問題、課題等を整理する。

2.2.4 事業執行体制の把握

対象事業に関する執行体制を把握し、現状及び将来の事業執行体制における課題等を整理する。

2.2.5 課題の取りまとめ

2.2.1～2.2.4で確認した結果を体系的に取りまとめ、対象事業が直面する課題に関するウォーターPPP導入における効果を整理する。

2.2.6 官民連携の導入整理

対象事業に関するウォーターPPP導入の優位性を確認するため全国の上下水道事業に関する官民連携の導入事例を収集・整理する。このとき対象事業に関する適応性や持続性の安定的な確保を主な視点とともに、必要に応じて導入する際の留意事項も整理する。

2.3 基本方針の検討

2.3.1 ウォーターPPPに関する事業スキームの検討

対象事業を受託する民間事業者等に求める組織体制や想定されるリスク分担などウォーターPPPに必要な事業スキームを検討する。

2.3.2 事業範囲の検討

2.2.6官民連携の導入整理を踏まえウォーターPPPの導入が可能となる事業範囲について客観的な情報に基づき検討する。

2.4 民間企業の意向調査

ウォーターPPPの導入が見込まれる事業スキームについて実施の受け皿となる民間事業者を抽出し、事業スキームの妥当性・実現性を検証するものとし、意向調査を踏まえた実現性のあるスキームを作成するものとする。

2.4.1 調査の方法

民間事業者に対する意向調査の方法は、アンケート及び個別ヒアリング等とする。また意向調査の実施にあたっては、事前に実施要領（案）を作成した上で監督員の了承を得て、以下の資料案を作成するものとする。

- ① 調査の対象とする事業者一覧票
- ② アンケート調査票（素案）
- ③ 説明会資料（素案）
- ④ 個別ヒアリング資料（素案）

⑤ その他監督員が必要とするもの

2.4.2 調査の実施及び取りまとめ

アンケートと個別ヒアリングの成果は、監督員の承認を得た書式により速やかに集計し、意向調査の結果として取りまとめる。

2.5 ウォーターPPPを導入すべき事業スキーム及びこれを担う事業者の選考方法の選定

2.5.1 ウォーターPPPを導入すべき事業スキームの選定

実現性の高いウォーターPPPによる事業スキームについて取りまとめる。

- ① 事業方式（ウォーターPPP（コンセッション方式・管理・更新一体マネジメント方式（更新実施型、更新支援型）他）の検討
- ② 事業範囲の検討（上・下水道事業等、上水道事業、下水道事業、その他事業）
- ③ 事業期間の検討
- ④ ウォーターPPP 4要件の検討（長期契約、性能発注、維持管理と更新一体マネジメント、プロフィットシェア）

このときコスト比較（VFM算定シミュレーション）、事業スケジュール、意向調査結果を主眼として、それぞれのメリット及びデメリットを整理し、ウォーターPPPの実現に向け、定量的、定性的な総合評価を行うこととする。

またVFMの検討は、従来の発注方式とウォーターPPPを比較し、事業の効率性を確認する。

2.5.2 調達方法の選定

上記の整理及び検討結果を踏まえ、事業の円滑化が図れる調達方法及び契約形態について取りまとめる。

2.6 法的制約・官民リスク分担の検討

ウォーターPPPを導入するにあたって、遵守すべき法令、補助制度などの支援措置や課題を整理し課題をクリアする方策等について先行事例を参考に検討する。

また、特に留意すべきリスクを特定し、そのリスク分担を検討、リスク分担表を作成するうえでの留意点として整理する。

2.7 導入効果の検証

2.7.1 VFM (Value for Money) の算定

ウォーターPPP導入時の概算事業費を算定しVFMを算出する。従来の事業手法の概算事業費は、従前の官積算方法に倣い、必要に応じて見積徴取する。ウォーターPPP導入時の概算事業費は、「VFM (Value for Money)」に関するガイドライン（内閣府）等を参考とし、必要に応じて参入意向調査において参入意向を確認できる複数社を対象に見積徴取する。

2.7.2 導入効果の評価

導入効果は、施設管理（モノ）、財務管理（カネ）、執行体制（ヒト）の視点で定量的・定性的に評価する。

2.8 モニタリング体制・方法の検討

ウォーターPPPの実施期間におけるモニタリング体制・方法について検討する。検討にあたっては、上位計画及び関連計画等における内容と連動したモニタリング方法を考慮する。また、本市職員における技術力の確保について考慮する。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 春日部市上下水道ウォーターPPP 導入可能性基礎調査業務委託図書 一式
- (2) その他関係図書 一式
- (3) 打合せ議事録 一式
- (4) 電子成果品 一式